

森林環境譲与税活用方針

令和4年1月27日
佐 倉 市

（背景）

第1 本市の総面積は 10,369ha であり、全体として平坦に近い地形からなり、印旛沼周辺の低地部と斜面緑地、台地等で構成されている。

市内の森林のうち、計画対象民有林の面積は 1,730ha あり、総面積の約 17%を占める。面積構成は、天然林が 831ha、人工林が 567ha、その他が 332ha となっている。

近年、都市化の影響により宅地開発が進み、森林面積は減少しつつある一方、森林所有者の高齢化や林業における後継者不足など労働力の減少が顕著に表れ、林業生産活動の停滞と相まって間伐や保育等適切な保全作業が実施されていない森林が増加する傾向にある。

（目的）

第2 この方針では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、適切な森林整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めることを目的とする。

（定義）

第3 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（1）計画対象民有林 千葉県知事が5年ごとに10年を1期として策定する地域森林計画の対象となる民有林。民有林には個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。

（2）森林環境譲与税 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条に基づき、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、市町村及び都道府県に対して譲与されるもの。

（使途方針）

第4 森林環境譲与税の使途方針は当該各号に定めるところとする。

（1）森林整備の推進

森林環境譲与税を活用して市内森林の整備を推進する。

なお、森林整備の推進に当たっては、森林の現況に関する情報収集や森林所有者及び県内事業者等関係者の意向を把握し、必要とされる整備と必要量を検討し、優先順位をもって取り組むものとする。

(2) 人材育成・担い手確保

県内事業者等関係者との連携を図りながら、担い手となる事業者の確保や新規就業者及び森林ボランティア等の育成支援など、人材の安定確保に向けた取組を推進する。

(3) 木材利用の促進

市内のスギなどの人工林資源は利用期を迎えており、スギ材の利活用が課題となっている。このため、市内の公共施設等の木材化・木質化を進めるとともに、地域住民への木材利用に対する理解の促進を図るため、ホームページ等を活用して木材利用のPRと普及を促進する。

(4) 普及啓発

森林の有する公益的機能の重要性や、公益的機能の維持増進のため必要となる森林の経営管理及び資源の循環利用等について、地域住民の理解を図るため、森林環境教育やイベントの実施など、森林整備や木材利用の促進と併せて普及啓発活動を行う。

(5) その他

森林環境譲与税を有効に活用するため、必要に応じて基金として積み立て、森林整備やその他関連施策等を実施する。

附 則

この方針は、令和4年1月27日から適用する。